

工事に係る業務委託における最低制限価格制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、山梨県が発注する工事に係る測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務の委託（以下「工事に係る業務委託」という。）に係る入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定に基づき、最低制限価格を設ける場合に関して必要な事項を定める。

(適用対象業務)

第2条 最低制限価格は、随意契約又は総合評価方式一般競争入札の方法により契約を締結する場合を除き、工事に係る業務委託に関し契約を締結する場合に設けるものとする。

(最低制限価格の設定)

第3条 業務委託に係る最低制限価格は、別表に掲げる業務の区分により算出した額の合計額に無作為（ランダム）係数を乗じて算出した額とする。

(予定価格調書等への記載)

第4条 契約担当者は、最低制限価格を設定したときは、これを公共事業総合管理システムに記録させなければならない。

(入札参加者への周知)

第5条 契約担当者は、最低制限価格を設定したときは、入札公告等に最低制限価格を設定していることを記載する。

(落札者の決定)

第6条 契約担当者は、最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知を行う

業務委託から適用する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表

業 務	最低制限価格の基準となる額	上限割合 (予定価格に対する)	下限割合 (予定価格に対する)
測量業務	・ 直接測量費 × 1.00 ・ 測量調査費 × 1.00 ・ 諸経費 × 0.50 の合計額	8.2 / 10	6 / 10
建築関係の建設コンサルタント業務	・ 直接人件費 × 1.00 ・ 特別経費 × 1.00 ・ 技術料等経費 × 0.60 ・ 諸経費 × 0.60 の合計額	8.1 / 10	6 / 10
土木関係の建設コンサルタント業務	・ 直接人件費 × 1.00 ・ 直接経費 × 1.00 ・ その他の原価 × 0.90 ・ 一般管理費等 × 0.50 の合計額	8.1 / 10	6 / 10
地質調査業務	・ 直接調査費 × 1.00 ・ 間接調査費 × 0.90 ・ 調査業務費 × 0.80 ・ 諸経費 × 0.50 の合計額	8.5 / 10	2 / 3
補償関係コンサルタント業務	・ 直接人件費 × 1.00 ・ 直接経費 × 1.00 ・ その他の原価 × 0.90 ・ 一般管理費等 × 0.50 の合計額	8.1 / 10	6 / 10